

農業競争力強化支援法について

令和7年5月

農 林 水 産 省
農 産 局

1 農業競争力強化支援法の目的と構成

- 「**農業の競争力**」とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力のことをいいます。
- 本法の題名は、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより農業者自身が行う競争力強化の取組を「支援」とするという趣旨を踏まえ、「**農業競争力強化支援法**」としています。

本法律の構成

※ 農業生産関連事業者：①農業資材の生産・販売、②農産物の卸売・小売、③農産物を原材料として使用する製造・加工を行う事業者

1 国の責務・関係者の努力

- 国は、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策を総合的に策定し、これを着実に実施する責務を有する。
- 農業生産関連事業者や農業者等についても、これらの実現に向けた行動を求める。

2 国が講ずべき施策

- 「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策の方向を規定。

< 施策の方向 >

- ① 農業生産関連事業の事業環境の整備
 - 規制・規格の見直し
 - 良質で低廉な農業資材の開発の促進
 - 農産物の消費者への直販の促進 等
- ② 事業再編・事業参入の促進
- ③ 農業者への情報提供
 - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」

- PDCAとして定期的(5年ごと)に農業資材や農産物流通等の状況を調査し、施策の在り方を検討

3 事業再編又は事業参入を促進するための措置

- 事業再編又は事業参入を行おうとする農業生産関連事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けた事業者には、以下の支援措置を適用し、事業再編・参入を後押し。
(事業者に事業再編・参入を強制するものではない。)

< 支援措置 >

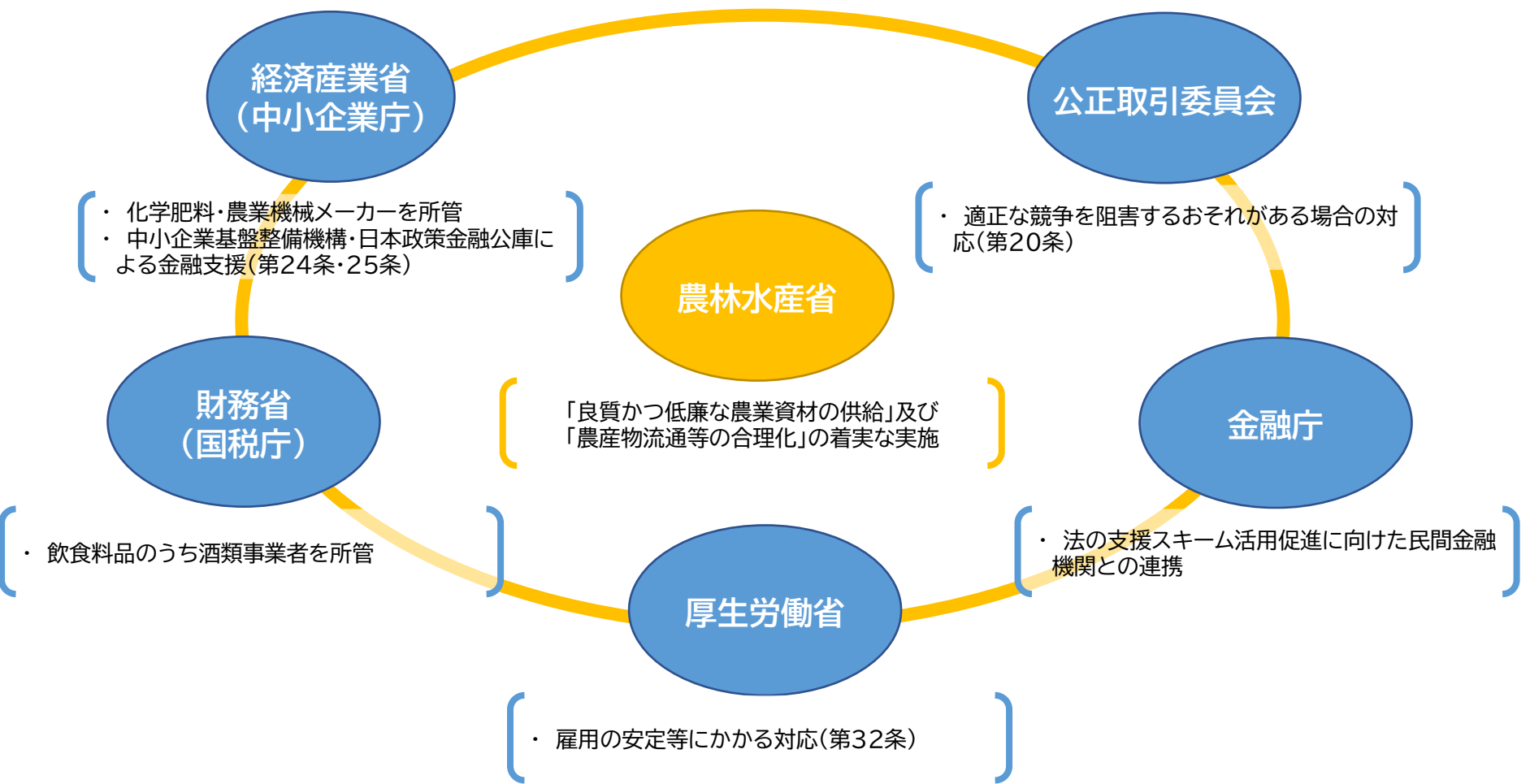
[金融措置]

- ① 日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資
- ② 民間金融機関からの融資に対する債務保証(中小企業基盤整備機構)
- ③ 海外金融機関からの融資に対する債務保証(日本政策金融公庫)

[手続特例]

- 事業譲渡時の債権者のみなし同意

2 農業競争力強化支援法による事業再編・参入の促進に係る関係省庁との連携



(関係行政機関の連携協力)
第六条 主務大臣及び関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。第十七条第四項において同じ。)は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

3 農業競争力強化支援法関係省庁連絡会議のこれまでの開催状況

- 「関係省庁連絡会議(局長級会議)」は、関係省庁申し合わせにより、構成員の要請に応じて、適宜開催することになっており、キックオフ会議となった第1回関係省庁連絡会議(平成29年9月開催)及び支援法附則第2条の2の規定による2年目の見直しの検討を行った第2回関係省庁連絡会議(令和元年9月開催)の開催実績。
- また、連絡会議の下で、必要に応じて関係省庁の課長又は室長等クラスからなる担当者連絡会議を開催することとしており、関係省庁連絡会議を開催していない年は、おおむね毎年開催。

(参考)これまでの開催状況

○ 平成29年9月8日(金)

第1回関係省庁連絡会議(キックオフ)

- ① 連絡会議の設置について
- ② 農業競争力強化支援法について
- ③ 関係省庁との連携・協力についての確認
- ④ 意見交換

○ 平成30年9月20日(木)

第1回関係省庁担当者連絡会議

- ① 法施行後1年間の施策の進捗状況について
- ② 関係省庁の取組状況について
- ③ 意見交換
- ④ その他

○ 令和元年9月20日(金)

第2回関係省庁連絡会議

- ① 事業計画の認定状況について
- ② 関係省庁連絡会議及び担当者連絡会議名簿の更新について
- ③ 支援対象業種の追加について
- ④ その他(意見交換等)

○ 令和2年11月30日(月)

第2回関係省庁担当者連絡会議【書面開催】

- ① 事業計画の認定状況・支援措置の利用状況について
- ② A-FIVEの新規投資業務の停止について
- ③ 農業資材の供給の状況に関する調査結果・アグミルについて

○ 令和3年10月6日(水)

第3回関係省庁担当者連絡会議【書面開催】

- ① 組織再編を踏まえた連絡会議の体制変更について
- ② 事業計画の認定状況・支援措置の利用状況について
- ③ 農業資材の供給の状況に関する調査結果・アグミルについて

○ 令和5年1月16日(火)

第4回関係省庁担当者連絡会議【書面開催】

- ① 農業競争力強化支援法関係の諸手続きにおける電子申請(eMAFF)の導入について
- ② 令和5年度税制改正について
- ③ 農業資材の供給の状況に関する調査結果・アグミルについて

○ 令和6年2月13日(火)

第5回関係省庁担当者連絡会議【書面開催】

- ① 事業再編・参入計画の認定状況について
- ② 令和6年度税制改正について
- ③ 資材の供給状況に関する調査結果について

4 農業競争力強化支援法における「施策の検討」に関する規定

第十六条 政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表するものとする。

2 政府は、おおむね五年ごとに、前二節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則)

第二条 第十六条第一項の規定による最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね一年以内に行うものとする。

2 第十六条第二項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね二年以内に行うものとする。

農業競争力強化支援法制定時からの経過年数と検討経過等について

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
施行後年数	0	1	2	3	4	5	6	7
最初の検討 からの年数			0	1	2	3	4	5
見直し等	<u>施 行</u> (8月)	<u>最初の調査</u> (附則第2条 第1項)	<u>最初の検討</u> (附則第2条 第2項)					<u>調査・検討</u> (第16条第1 項・第2項)

※ 国内外における農業資材の銘柄ごとの価格調査の結果は、累次にわたって公表。